

大分自動車学校入校規則

- (教習生の資格)
- 1 道路交通法及びその附属法令により、運転免許試験資格に失格事由のない者。
 - 2 次に該当しない方。
 - (1) 法律で定められた年齢に達していないため、取得しようとする免許の受験資格がない方。
 - (2) 法律で定められた視力に満たない方、色盲の方、聴力、運動能力等に障害があり運転に支障のある方。
 - (3) 必要な書類が不備なため、入校手続きに支障のある方。
 - (4) 妊娠中の方。※原則としてご入校頂けません。入校される場合には、主治医の診断書(許可証)と誓約書が必要となります。
 - (5) 暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・その他反社会的勢力団体の構成員及びその関係者の方。
- (事故)
- 1 教習生の故意又は重大な過失、あるいは、教習規則や指導員の指示に従わなかったために発生した事故に起因する損害は、全て教習生が負うものとする。
 - 2 当校の管理による校内教習並びに路上教習において、教習生の不注意により発生した事故又は、相手方の不注意により発生した事故にかかる損害については、当校で責任を負わない。
 - 3 教習時間外又はコース外での事故は、その起因者がその損害を弁償するものとする。
- (教習生心得)
- 1 校内規則・注意事項を厳守し、当校職員の正当な指示に従わなければならない。
 - 2 各種の施設、備品、教材の取扱に注意し、事故や破損などがないように努めなければならない。故意による事故や破損についての損害は、教習生が負うものとする。
 - 3 教習中は勿論、校内においては静粛を旨とし、騒いだり他人の迷惑となる言動は避けなければならない。
 - 4 貴重品などは自己管理し、盗難、忘失等の無いよう努めなければならない。校内での盗難、忘失、紛失については、当校は責任を負わない。
 - 5 教習中は運転に適した服装で乗車すること。
 - 6 校内への改造車での乗り入れは禁止する。発見次第、警察への通報を行う。
 - 7 無断キャンセルをし、その後の教習の予約に制限を受けても異議の申し立てはできない。
 - 8 天候、その他やむを得ない事情により教習を受けられない場合があっても異議・苦情の申し立てはできない。
 - 9 教習期限・仮免許証期限・検定期限について把握し、自己都合により期限切れの場合についての異議・苦情の申し立てはしません。その場合、料金の返還はいたしません。
- (駐車など)
- 1 校内駐車場では徐行し、定められた場所(西側駐車場)に駐車すること。
 - 2 駐車場内での事故や盗難については、当校は責任を負わない。
- (教習料金)
- 1 教習料金が不足している場合は、教習を受けることができない。
 - 2 中途退校、教習期限切れ等による除籍の場合、教習料金の未納分については必ず支払う。
 - 3 途中解約の場合は、別紙「途中解約に関する料金払い戻しの規定」に従う。
- (退校処分)
- ※ 下記に該当する者及び入校規則に違反したものは退校となり、教習生としての一切の権利を喪失する。
- 1 重大な交通違反を犯した者。
 - 2 素行不良で安全運転者としての資質に欠ける者。
 - 3 規定の教習料その他の費用を期間中に納入しなかった者。
 - 4 その他当校の体面を著しく汚した者。教習生の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくは教習生が本規約、入校規則を守らないことにより当校が損害を受ける恐れがある場合、又は、受けた場合退校処分となります。この場合、料金等は一切返金いたしません。又、損害賠償を請求させていただきます。
 - 5 教習生の資格を喪失した者。